

2019年4月改訂版

ようこそ にいみ へ

～新見生活応援ガイド～



自然あふれる新見市へようこそ！
心から歓迎します。

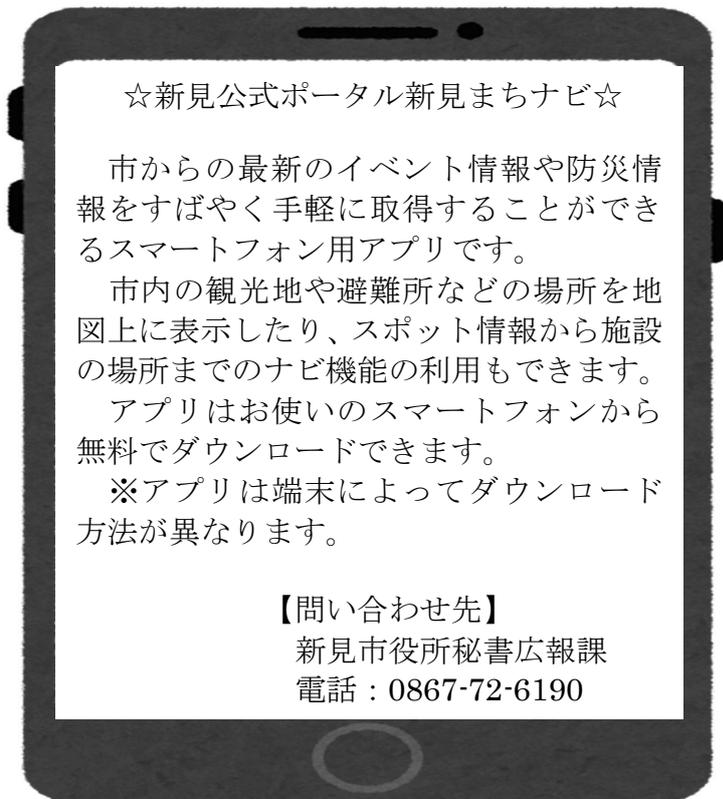
新見市マスコットキャラクター
「にいみん」

ピオーネから生まれた干屋牛の子どもです。
頭の葉っぱはピオーネの葉っぱ。
体はピオーネのようにおいしそうな紫色。
背中にはアテツマンサクが咲き乱れ、お腹には桃の形をしたふわふわな毛があります。

このガイドでは、本市にお住まいの方の「暮らし」「仕事」「子育て」を応援する主な制度を紹介しています。

掲載している内容は**平成31年4月現在**のもので、今後、変更になる場合もありますので、ご利用の際は担当課にお問い合わせください。

新見まちナビを登録しよう!!



【ダウンロード方法】

IOS (iPhone) をお持ちの方は App Store からダウンロードしてください。



こちらの QR コードを読み込むと AppStore のダウンロード画面に移行します。

Android をお持ちの方は play Store からダウンロードしてください。

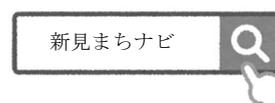


こちらの QR コードを読み込むと playStore のダウンロード画面に移行します。

※QR コードを読み込むには専用のアプリが必要になります。

【操作方法】

操作方は新見市ホームページで「新見まちナビ」と検索すると操作ガイドが出てきますのでそちらをご覧ください。



1 暮らし

■空き家情報バンク登録制度による情報提供（総合政策課 ☎72-6114）
市内に存在する空き家の情報提供から入居決定までの支援を行います。
登録中の空き家情報については、市ホームページをご覧ください。

■空き家活用推進事業補助金（総合政策課 ☎72-6114）

新見市に転入し、市内の空き家の購入・改修・家財整理をする場合に、費用の一部を補助します。

【対象者】

以下の要件を全て満たすこと。

- ①転入前に市外に2年以上居住していた人のうち、新見市に定住する意思をもって転入しようとする人もしくは転入から3年を経過しない人
- ②定住するために市内の空き家の購入等を行う人又は移住希望者等へ賃貸等を行う人
- ③申請時点において、空き家への入居者が決定している人
- ④税等の滞納がない人、暴力団員等でない人
- ⑤補助金交付後、市内に5年以上引き続き定住すること

【補助内容】

①購入補助 補助対象経費×3/10 上限200万円

※ただし、交付申請日において空き家の使用者が次のいずれかの条件を満たす場合 補助対象経費×4/10 上限200万円

- ・中学校卒業までの子を養育している場合
- ・申請者又はその配偶者が満40歳以下の場合

②改修補助 補助対象経費×4/10 上限300万円

※ただし、交付申請日において空き家の使用者が次のいずれかの条件を満たす場合 補助対象経費×5/10 上限300万円

- ・中学校卒業までの子を養育している場合
- ・申請者又はその配偶者が満40歳以下の場合

③家財整理補助 補助対象経費×5/10 上限 20万円

■新見の森と匠を活かす家づくり支援事業（農林課 ☎72-6134）

新見産材を利用して、市内に住宅を新築または増改築する場合に、費用の一部を補助します。

※本制度を利用した場合、「分譲宅地快適環境創造事業補助金」の新見産乾燥材利用住宅の建築に係る補助金は利用できません。

【要件】

以下の要件を全て満たすこと。

- ①市内に自ら居住するために新築・増改築する1戸建て木造専用住宅であること。
- ②対象となる住宅の要件は、新築は延べ床70㎡以上、増改築は主要構造部及び内外装等に木材を1㎡以上使用する場合とする。
- ③新築については主要構造材のうち、新見産材を70%以上使用し、うち70%以上が乾燥材であること。
- ④市内の建築業者（個人を含む。）が建築する住宅であること。

【補助内容】

新築 1戸あたり50万円

増築 1㎡あたり2万5千円（上限30万円）

■分譲宅地快適環境創造事業補助金（総務課 ☎72-6128）

市では、新見小岸住宅団地（5区画）及び西方郷原住宅団地（4区画）を分譲中です。この分譲地を購入し、新見産材を利用して住宅を建築または生ごみ処理容器を設置する場合に、費用の一部を補助します。

【補助内容】

①新見産乾燥材利用住宅の建築

一定割合以上の新見産乾燥材を利用して住宅を建築取得する場合、床面積1㎡あたり4,000円（上限70万円）を補助します。

※本制度を利用した場合、「新見の森と匠を活かす家づくり支援事業」は利用できません。

②生ごみ処理容器の設置

生ごみ処理容器を設置する場合、購入費の1/2（上限10万円）を補助します。

※本制度を利用した場合、「生ごみ処理容器購入費補助金」は利用できません。

■住宅用太陽熱温水器設置費補助金（生活環境課 ☎72-6124）

住宅用太陽熱温水器を設置した人に、費用の一部を補助します。

【対象者】

- ①太陽熱を利用して温水を作り、台所等の給湯に用いるため、一般家庭に備え付ける温水器（未使用のもの）を設置した人。
- ②市内の事業者が施工（温水器の購入を含む。）すること。

【補助内容】

- ・設置費×1/10
- ・限度額 自然循環型太陽熱温水器 上限 5万円
（集熱器と貯湯タンクが一体となっているもの）
強制循環型ソーラーシステム 上限10万円
（集熱器と貯湯タンクが分離しているもの）

■住宅用太陽光発電システム設置費補助金（生活環境課 ☎72-6124）

住宅用太陽光発電システムを設置した人に、費用の一部を補助します。

【対象者】

- ①太陽光を利用して発電するシステム（未使用のもの）を設置した人。
- ②電力会社との系統連携に伴う電力需給に関する契約を締結しているもの。
- ③市内の事業者が施工（システムの購入を含む。）すること。

【補助内容】

- 出力1kWあたり2万5千円 上限10万円
（出力の単位はkWとし、小数点以下2位まで、以下切り捨て）

■生ごみ処理容器購入費補助金（生活環境課 ☎72-6124）

生ごみ処理容器を購入した人に、費用の一部を補助します。

【対象者】

以下のいずれかの容器を購入した人

- ①微生物を利用して生ごみを分解消滅させる容器
- ②電気乾燥等により生ごみを減少させる容器

【補助内容】

購入費×1/3（100円未満切り捨て） 上限2万円

※本制度を利用した場合、「分譲宅地快適環境創造事業補助金」の生ごみ処理容器の設置に係る補助金は利用できません。

2 仕事

■ I J U ターン就職奨励金（商工観光課 ☎ 7 2 - 6 1 3 7）

新見市に転入し、市内事業所に就職する人に、奨励金を交付します。

【対象者】

以下の要件を全て満たす人

- ① 転入前に市外に1年以上居住していた人
- ② 市内の事業所に正社員として新たに雇用された人
- ③ 雇用開始日から5年以上は新見市から転出しない意思を示した人

【補助内容】

交付対象者1世帯あたり20万円を交付

※ 同一世帯に交付対象者が複数ある場合、2人目以降1人につき10万円を加算（上限50万円）

■ 創業支援事業補助金（商工観光課 ☎ 7 2 - 6 1 3 7）

創業を目指す人に、事業開始時に必要となる費用の一部を補助します。

【補助内容】

補助対象経費×1/2 上限100万円

※ 女性または移住者（市内に住所を移して1年以内）の場合

補助対象経費×2/3 上限100万円

■ 創業支援施設（商工観光課 ☎ 7 2 - 6 1 3 7）

市内で創業または創業を予定している人に、事業活動の場を安価で提供します。

【内 容】

- ・ 名 称：i-box（アイボックス）にいみ
- ・ 位 置：新見市正田330番地2
- ・ 施設概要：事務室（7室）
会議室（1室）
- ・ 使用期間：3年以内（1年を単位に最長2年延長可）
- ・ 使 用 料：事務室（6室）： 5,000円/月（電気使用料を除く。）
事務室（1室）：18,000円/月（電気使用料を含む。）

■資格取得費支援補助金（商工観光課 ☎72-6137）

専門性が高い資格、免許等の取得費用を負担する事業所や、市内事業所に勤務しながら、自己のスキルアップなどを目的に資格を取得する勤労者に対して、資格試験等の受験料及び登録免許料並びに資格取得のための講習・講座の受講料等、費用の一部を補助します。

【対象者】

- ①事業所：従業員資格取得等の費用負担を行った市内の中小企業者
- ②勤労者：市内事業所へ勤務する市内居住者で、資格取得等の費用負担を行った個人

【補助内容】

- | | |
|----------------------|------------------|
| ①対象経費が10万円以上の場合 | 対象経費×1/2(上限10万円) |
| ②対象経費が5万円以上10万円未満の場合 | 5万円 |
| ③対象経費が5万円未満の場合 | 全額 |

■新規就農支援制度（農林課 ☎72-6134）

新規就農を目指す人に、農業研修から実際に就農するまでをトータルでサポートします。

【内 容】

①短期農業研修

日帰りから1週間程度まで、ピオーネ・トマト・リンドウの栽培体験ができます。

②農業体験研修

岡山県の制度にそった1ヶ月間の農業体験研修です。

③農業実務研修

岡山県の制度にそった2年間以内の研修です。

年間150万円の研修費の支給があります。

④地域定着手当

ピオーネの生産を目指し、農業実務研修を終えた人に、3年目の研修費として年間90万円の支給があります。

⑤住宅購入費用の補助

住宅を購入した場合、補助金を支給します。

⑥借家賃借料の補助

農業実務研修または就農開始から2年間について、民間の借家賃借料を補助します。

⑦借家リフォーム費の補助

民間の借家に入居する場合、生活するために必要となる修繕費用を補助します。

⑧就業奨励金の支給

就農開始後、将来にわたり農業経営を継続していくと認められた場合、就業奨励金を支給します。（39歳以下に限ります。）

⑨施設・設備の補助

農業経営に必要な果樹棚やビニルハウス等を導入する経費を補助します。（農協部会に所属する必要があります。）

3 子育て

(詳しくは、「にいみ子育てガイドブック」をご覧ください。)

■子育て支援金（出生祝金）（こども課 ☎72-6115）

新生児を出産し、引き続き新見市へ居住する人に、支援金を交付します。

【内 容】

- ①第1・2子 1万円
- ②第3子 3万円
- ③第4子 5万円
- ④第5子以降 10万円

※双子の場合5万円、三つ子以上の場合10万円を加算します。

■チャイルドシート購入助成（こども課 ☎72-6115）

満6歳未満の乳幼児が使用するチャイルドシートまたはジュニアシートを新規に購入する人に、購入費の一部を助成します。

【内 容】

上限1万円

※乳幼児1人につき1回のみ、新見市に1年以上住所があり、購入日から1年以内

■子育て支援医療費（こども課 ☎72-6115）

中学校3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの小児の医療費の自己負担額を補助します。

【内 容】

①県内の医療機関

「健康保険証」と「子育て支援医療費受給資格者証」を提示すれば無料となります。

②県外の医療機関

医療機関で自己負担額を支払い、新見市へ申請して払い戻しを受けることができます。

(印鑑、保護者の通帳、領収書が必要)

■にいま24時間安全安心相談ダイヤル（市民課 ☎72-6130）

市内にお住まいの人に、乳幼児の急な病気や自身の健康、家族の介護などについて、医師、保健師、看護師などの専門職が24時間・年中無休・無料で電話相談に応じます。

【電話番号】

（フリーダイヤル）0120-337-089

■子育て広場（こども課 ☎72-6115）

子育て中の親子が交流できる「子育て広場」を市内5箇所に設置しています。

【対象者】

0歳から小学校就学前の子どもとその保護者

【利用料】

無料（ただし、行事の際に材料代などをいただくことがあります。）

※各子育て広場の場所・開設日・開設時間などは「にいま子育てガイドブック」でご確認ください。

■保育料の減免制度（こども課 ☎72-6115）

保護者が子どもを2人以上有している場合、2人目以降の保育料を減免します。

【内容】

2人目 基準額の1/2（半額）

3人目以降 無料

※市内の保育所、認定こども園（長時間児）などの利用により適用

※その他、条件により、他の減免制度などもあり

「新見市移住交流支援センター」をご利用ください！

本市への移住・定住を希望する人に対する各種支援や情報発信、交流や地域振興活動等を行うための拠点施設として、新見市移住交流支援センターを設置しています。本市内に移住してきた人や地域の人たちとのつながり作りも行っていますので、気軽にお問い合わせください。

■新見市移住交流支援センター

- 住所：新見市神郷油野 1 9 7 7 - 1
- ☎：0 8 6 7 - 8 8 - 8 3 3 1
- HP：<https://nimmi.jp>
- 開館時間：9時～17時
- 休館日：毎週水曜日・年末年始



新見市移住交流支援センターは
山、川、田んぼに囲まれた旧油野（ゆの）小学校を活用した
インキュベーションセンターです。



移住したい人、移住してきた人
この町で生まれ育った人、町に帰ってきた人
それぞれが動き出し、つながり
新たな何かが始まる。
そのような場所となるように
色々な仕掛けを用意しております。



新たなくらしが見つかるまち“にいみ”の発信拠点
新見市移住交流支援センターをお気軽に活用ください。

